

令和4年度津市農業委員会定期総会議事録

日 時 令和4年5月26日(木) 午後2時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席委員 番号1番 小澤 哲男 委員、番号2番 川邊 千秋 委員、
 番号3番 下井 弘 委員、番号4番 田村 明 委員、
 番号5番 若林 卓哉 委員、番号6番 田口 慶則 委員、
 番号7番 野田 清太 委員、番号8番 喜多 義幸 委員、
 番号9番 竹尾 泰 委員、番号10番 田中 茂人 委員、
 番号11番 清水喜代己 委員、番号12番 平松 崇己 委員、
 番号14番 池山 允敏 委員、番号15番 宮本 政春 委員、
 番号16番 中谷 秀也 委員、番号17番 西森 偉統 委員、
 番号18番 結城 晋三 委員、番号19番 太田 義政 委員、
 番号20番 諸戸 善昭 委員、番号22番 中野たつ子 委員、
 番号23番 水谷 隆 委員、番号24番 岡田 勇樹 委員
 以上22名

欠席委員 番号13番 横山 光次 委員、番号21番 坂野 大徹 委員

議長 番号8番 喜多 義幸 委員

事務局職員 藤井事務局長、野村事務局次長、加賀調整・担当主幹、
 服部担当副主幹

総合支所併任職員 久居：若松主査 河芸：竹内主事
 美里：中瀬担当副主幹 安濃：横井担当副主幹
 香良洲：豊田担当主幹 一志：柴山担当副主幹
 白山：谷担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 番号4番 田村 明 委員、番号5番 若林 卓哉 委員

事 項

- 議案第1号 令和3年度事業報告について
- 議案第2号 令和4年度事業計画(案)について
- 議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について

議 事 の 大 要

事 務 局	失礼いたします。大変お待たせをいたしました。 それでは会議を始めさせていただきます。 本日、司会を務めさせていただきます、農業委員会事務局次長の野村でございます。 よろしくお願いいたします。 それでは、農業委員会事務局藤井事務局長の開会宣言です。
事務局長	ただ今から、令和４年度津市農業委員会定期総会を開会いたします。
事 務 局	現在の出席委員数を報告させていただきます。 在任委員２４名中、２２名のご出席をいただいております。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項で、総会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないと規定をされております。 先ほど申し上げましたとおり、出席委員は過半数を超えており、この規定を満たしておりますので、本日の総会が成立いたしますことをご報告申し上げます。 それでは、開会に当たりまして、喜多会長よりご挨拶を申し上げます。
喜多会長	< あいさつ >
事 務 局	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 津市農業委員会総会会議規程第５条の規定により、総会の議長は会長がこれに当たるとされておりますので、喜多会長に議長を務めていただき、議事を進めていただきたいと思います。 では、喜多会長、よろしくお願いいたします。
喜多議長	規定により、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。 それでは、まず議事録署名者の指名についてでございますが、津市農業委員会総会会議規程第６条第２項の規定により、４番 田村 明委員、５番 若林 卓哉委員に議事録署名をお願いいたします。 それでは、議案第１号「令和３年度事業報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	津市農業委員会事務局の服部でございます。ご説明をさせていただきます。 まず、お手元の資料の確認について、４部置かせていただいております、令和４年度津市農業委員会定期総会と書いたもの、これが議案です。それから、カラー刷りの農業委員会事務局令和４年度当初予算の概要というのがあります。これが１部。それから、Ａ３を折り畳んだものがありまして、ちょっと見辛くて恐縮ですが、左の上に令和４年度新規集積１００ｈａ、集積率３０．８％というものと、もう一枚ございまして、目標年度令和１１年度集積率７０％というこの２点、以上４点が資料でございます。落丁等ございましたら、お申し

出ていただきますようお願いします。

よろしいですか。

それでは、令和4年度津市農業委員会定期総会の冊子をご用意いただきまして、議案第1号について説明をいたします。座って失礼いたします。

まず1ページ、令和3年度事業報告についてでございます。

ページをめくっていただきまして、まず2ページです。

第1、会議等の開催状況でございます。

まず、1、総会等の開催関係でございます。

(1) 定期総会です。5月28日に開催させていただきまして、令和2年度事業報告、それから令和3年度事業計画(案)、それから3番目、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について審議をいただきました。

引き続きまして、その下、(2) 役員会につきましては、昨年度は3回開催させていただきました。第1回は5月20日に開催し、議事の内容は定期総会についてなど、ご覧の2項目でした。第2回は10月4日に開催し、議事の内容は津市農業振興に関する提言(素案)についてなど、ご覧の4項目を審議していただきました。それから第3回は2月25日に開催し、議事の内容は農地利用最適化推進委員の委嘱についてなど、ご覧の2項目でした。

次に、(3) 市長と農業委員との懇談会です。これは11月2日にリージョンプラザ3階生活文化情報センターで開催されました。内容は、担い手等への農地利用集積・集約化についてなど、ご覧の4項目でした。

次に、3ページ、4ページでございます。

2番の農業振興関係でございます。

(1) 地域別事業推進会議につきましては、第1回は11地区において、7月13日から7月21日にかけて各地で開催し、内容は農地利用状況調査(一斉農地パトロール)についてなど、ご覧の5項目でした。

4ページを開いていただきまして、第2回につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、中止とさせていただきました。

続いて、5ページです。

これを受けて、(2) 事業推進会議なんですが、第1回は8月5日に開催させていただきました。内容は各地域における効果的な活動事例及び今後改善・充実すべき活動についてなど、ご覧の4項目でした。こちらも第2回については新型コロナウイルス感染症防止対策のため、中止となりました。

その下、(3) 全体研修です。これは1月20日に美里文化センター文化ホールで開催させていただきまして、内容は農業委員会系統組織を巡る情勢と業務の推進についてなど、ご覧の6項目についてご講演をいただきました。

次、6ページと7ページをお願いいたします。

3番、農地部会関係でございます。

(1) 部会の開催状況につきましてでございます。部会の開催は、第1農地部会と第2農地部会において、毎月1回、主に農地法3、4、5条関係などの審議を行っていただきました。この表は、月別に議事件数をまとめたものでございます。

7ページの一番下の合計の欄でございますが、議事件数につきましては、3条関係が170件、4条関係が58件、5条関係が318件、その他届出関係や非農地証明願などが177議案でございました。

次に、8ページをお願いいたします。

(2) 農地転用に係る現地確認の状況でございます。1,000㎡以上の農

地転用につきましては、現地確認の件数と面積を月別にまとめております。

表の一番下は1年間の合計でございます。第1農地部会は54件、面積は117,841㎡、第2農地部会は51件で面積は93,566㎡でございました。

次に、9ページです。

(3) 農地法に係る許認可等の状況でございます。第1、第2農地部会の合計は、18条6項関係が255件で768,320㎡、3条関係が170件で301,504㎡、4条許可関係が58件で51,342㎡、4条届出関係が37件で20,322㎡、5条許可関係が318件で277,946㎡、5条届出関係が160件で114,966㎡でございました。

続きまして、(4) 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定でございます。

第1、第2農地部会の合計で、貸借につきましては、田が1,931件で5945,862㎡、畑が211件で241,366㎡でございました。所有権移転につきましては、田が5件で31,623㎡、畑が1件で5,215㎡でございました。

次に、10ページをお願いいたします。

4番の情報発信関係でございます。

(1) 農業委員会だよりの発行状況です。発行回数は2回でございました。通巻で34号を6月に、35号を12月に発行し、記事の内容については、ご覧のとおりでございました。

(2) 広報企画会議の開催状況でございますが、発行回数に応じてそれぞれ開催いたしておりまして、1回目は5月6日、2回目は11月5日に開催し、内容については、それぞれ津市農業委員会だよりの発行についてでございました。

次にその下、5番、農業者年金関係でございます。

令和3年度は、新規の加入者が2名、新規待期者はなし、新規の受給者は老齢年金の2名でございます。現在、合計で加入者が18名、待期者が25名、受給者が合計411名でございます。

次、11ページをお願いいたします。

第2、農地等利用最適化推進活動でございます。

1番、農地利用状況調査（農地パトロール）の実施状況です。これは各地域で50回開催されまして、参加人員は105名でございました。

次に、12ページをお願いいたします。

2、遊休農地の状況ですが、令和3年度遊休農地発生件数は37件で28,710㎡が発生し、解消件数は127件、79,082㎡が解消し、遊休農地は2,342件、面積で1,581,212㎡で、対前年度比で90件の減、面積は50,372㎡の減でございます。

次に、3番、農地の利用集積の状況でございます。令和3年度末で、農地集積面積は3,697.16haで、集積率は48.2%、前年度対比で98.17haの増で、1.3%の増でございました。

次に、4、認定新規就農者の状況でございます。令和3年度、認定新規就農者数はなしでございました。

説明は以上でございます。

事 務 局	すみません、説明のほうで、2ページの（２）の役員会の２回目のところ、令和３年１０月４日のところを、ちょっと説明のほうが間違っておりましたので、おわびして訂正をさせていただきたいんですけれども、農地利用最適化推進委員の定数について、外３件で合計４件ということでございます。 それから、５ページの（２）の事業推進会議の第１回のところですが、令和３年８月５日、農地等利用最適化推進施策に関する意見について、外３件で合計４件ということでございます。おわびして訂正をさせていただきます。 以上です。
喜多議長	ただ今の令和３年度事業報告について、何かご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。
川邊委員	ちょっとよろしいでしょうか。３年度の報告をしていただきましたが、事業推進会議の中で、いわゆる「人・農地プラン」の話がありました。出来れば「人・農地プラン」が何か所策定できたか、参考に書いて頂くのも良いのではないかと思います。我々に与えられた使命ですからね。まだ作成していない地域については後れを取るまいと作成に熱が入ることとなりますし、既に作成している地域に助言を聞く事にもつながると思います。こうした活動を続けていく間に、委員同士での意識の統一も図れると思います。意見としてよろしく願いします。
喜多議長	他にどなたかございませんか。 <質疑応答なし>
喜多議長	ご意見もないようですので、本案件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。 <一同 異議なし>
喜多議長	ありがとうございます。 ご異議ないものと認め、議案第１号「令和３年度事業報告について」は、原案どおり可決することといたします。 続きまして、議案第２号「令和４年度事業計画（案）について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	では、議案書の１４ページをお願いいたします。 令和４年度事業計画（案）でございます。 では、朗読させていただきます。 令和４年度事業計画（案） 第１、事業方針 農業者の高齢化、後継者の不在によって発生する遊休農地の増加は、やがては食料自給率の低下を招き、安全保障の観点からも憂慮すべきことであり、農業者や地域、そして国民にとって貴重な資源である農地を持続的に確保・活用し、安定した食料供給に寄与することは、我々の使命です。

津市農業委員会としては、農業委員会等に関する法律の改正施行後、地域の農地を生かして、将来にわたって食料を供給し続けるため、各地域において農地等の利用の最適化の推進に向けて、積極的に取り組んできたところです。

本年度も、法令に基づく権限事項を適正に処理し、「人・農地プラン」の実質策定に向けた取組を中心とした農地等の利用の最適化の推進を行うこととし、農地の利用状況調査や農家の意向把握などの現場活動について、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が連携して積極的に取り組み、優良農地の確保と有効活用を図ります。

また、これらの取組をより実効性の高いものとするため、三重県、津市、農業協同組合及び農業者団体などと一層の連携強化を図り、農業が抱える課題の解決に向け協力して取り組んでいきます。

（１）遊休農地の発生防止・解消

市内にある遊休農地は、令和２年度末で２，４３２件、面積が約１６３ｈａ、令和３年度末では２，３４２件、面積は約１５８ｈａと減少しており、日頃の活動が解消に寄与した半面、多くの遊休農地が解消できておらず、新たに発生するものも考慮すると、今後も農地利用最適化推進委員が中心となり、農業委員会委員と連携の下、農地パトロールによる利用状況の把握や農家からの相談など、日常的な活動を通じて遊休農地の早期発見に努めるとともに、担い手への農地集積をはじめ、中小・家族経営など多様な経営体による利活用、農地の適正管理の指導など、遊休農地の発生の未然防止と解消を推進します。

また、日常的な活動と併せて事務局と共同で実施する一斉農地パトロールの調査結果に基づき、新たに発生した遊休農地の所有者等に対して利用意向調査を行い、最善の方法で遊休農地対策を市内全域で展開していきます。

（２）担い手への農地利用の集積・集約化

本市における担い手への農地の集積状況は、面積が約２，６７５ｈａ、集積率が２９．６％にとどまっています。

営農条件や営農意欲など各地域が抱える課題はそれぞれ異なり、今後、農地の集積・集約化を進めていくためには、地域の実情に即した詳細な検討と、きめ細かな対応が求められています。

このことから、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、農業者の代表としての役割を踏まえ、農家の意向把握や地域での会合に参加するなど、地域の農業の将来像である「人・農地プラン」の実質策定に向けて、三重県、津市、農業協同組合及び農業者団体とともに取り組み、農地中間管理事業などを活用しながら、農地利用の集積・集約化に取り組むものとします。

次に、１６ページです。

（３）新規参入の促進

本市における認定新規就農者の状況は、令和元年度が３人、令和２年度が１法人、令和３年度は０人で、近年は減少傾向で推移しており、将来にわたり農業を支える人材の確保と育成が課題となっています。

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、各地区（地域）での農業事情に詳しい立場を活かし、新規就農を希望する人の情報をいち早くつかみ、必要とする農地の確保、農業者との連絡調整及び参入に関する相談に応じるとともに、津市が設置する新規就農相談窓口に適切に誘導しながら、各方面からの積極的な支援につなげていきます。

また、近年、民間企業や福祉事業所等が農業分野に参入しようとする動きも見られることから、希望する地区（地域）での農地情報を提供するなど、三重

県、津市などと連携しながら、取組を支援していきます。

次に、17ページで、第2、事業計画でございます。

事業方針の実現に向け、総会、役員会をはじめとする各種会議の開催、先進地視察研修などの各種事業の実施など、次のとおり事業に取り組むものとします。

1、会議の開催

(1) 総会

農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、事業経過報告、事業計画などを議題として、5月に定期総会を開催します。

また、農地等の利用の最適化の推進の他、農業振興に関する重要事項の決定など、必要に応じて臨時総会を開催します。

(2) 役員会

重要事項の協議、農地部会における審議案件の調整及び農地利用最適化推進委員定数の検討など、当委員会の円滑な運営を図るため、会長、各部長及びそれぞれの職務代理者で構成する役員会を必要に応じて開催します。

(3) 農地部会

農地法に基づく農地の権利移動や転用に係る許認可、その他関係法令に基づく農地の利用調整などを審議し決定するとともに、農地等の利用の最適化の推進の他、農業振興に関する事項に係る審議などを行うため、第1農地部会及び第2農地部会を毎月1回、事前に定めた日程で開催します。

なお、部会を開催する前に、審議案件に係る農地の現況を調査します。

18ページをお願いします。

(4) 事業推進会議

この会議は、地域別事業推進会議の代表組織として位置づけ、地域別事業推進会議で示された意見を当委員会の事業に反映し、地域における活動の展開につなげることを主な目的に、今後の組織運営や活動の在り方など、事業全般に関する協議の場として年2回程度開催します。

(5) 地域別事業推進会議

広大な市域を有する本市の農業は、地域ごとに営農環境も異なり、抱える課題も異なることから、地域ごとに検討しながら取り組むことが効果的と考えます。

この会議は、各地域を所管する農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が参加し、農地利用状況調査などの当委員会共通の取組の周知と調整を行うとともに、日常の現場活動で得た情報や課題を持ち寄り共有しながら、地域における具体的な活動を検討し、実践につなげていく場として、おおむね旧市町村を単位に年2回程度開催します。

(6) 広報企画会議

担い手への農地集積などにより地域の農業者が減少する中、当委員会の活動を円滑に推進していくためには、当委員会の活動を市民に広く認知いただくことが重要となっています。

このため、市の広報紙やホームページの活用により市民に広く情報を発信するとともに、農業委員会だよりにより、農業者に農業関係情報を発信しながら、当委員会の認知度の向上に取り組めます。

媒体の利用方法と情報発信の在り方、農業委員会だよりの紙面構成などを協議し、決定するため、広報企画会議を開催します。

19ページをお願いします。

(7) 市長懇談会

津市と当委員会との相互の意思疎通を図り、本市の農業振興の維持・発展に寄与するため、市長と農業委員会委員との懇談会を11月頃に開催します。

懇談会の開催に際し、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が日常の現場活動を通じて得た知見等を基に、本市の農業に対する課題や対策に関する意見を聴取し、取りまとめ、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」として市長に提出します。

2、研修並びに先進地視察の実施

(1) 研修

農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の資質の向上を図り、また、最新の制度内容や農業情勢などを把握するために研修会を実施します。

(2) 視察研修

全国の農業委員会組織が新制度への移行を終え、農地等の利用の最適化の推進の取組が本格的に進められる中で、先進的な施策を展開する市町村や農業委員会があります。

当委員会として、先進地における取組や施設等を視察することは今後の事業推進に必要であり、農業委員会委員を対象とした視察研修を予定します。

3、広報活動

(1) 農業委員会だより

農業委員会だよりを発行し、国・県・市などの施策の紹介、農業に関する先進的な取組、意欲ある農業者の紹介、農地関係の法律知識などの情報を農業者へ提供します。

20ページをお願いします。

(2) 広報紙及びホームページ

農業委員会の活動を市民に広くお知らせするため、農業委員会の任務と役割、具体的な活動、また農地転用などの農地法許認可事務に関する各種情報を中心に掲載し、見やすく分かりやすい情報を提供します。

4、農業者年金制度の推進。

農業者の老後の安定と福祉の向上のために設けられた農業者年金制度については、三重県農業会議、管内の農業協同組合と連携しながら、農業委員会だよりなどを利用し、普及啓発と加入促進に取り組みます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

喜多議長

ただ今事務局から説明がありました令和4年度事業計画（案）について、何かご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

川邊委員

ちょっとよろしいでしょうか。先ほども少し申し上げましたが、5月20日現在、津市内で49か所「人・農地プラン」が実質化されているそうでございます。今まで1回も報告頂いた事が無いので、次回の部会で事務局より報告いただけると良いのではないかと思います。

それと、基盤法等の改正法が参議院を通過し、これまでの「人・農地プラン」を進めた「地域計画」の策定が、2023年度から施行される見通しとなったので、農業委員の役割は今後一層重要になってくると思います。ですので部会等で、もっとこうした議論をしてはどうかと思います。

また、これからは、常設審議会等から、様々な情報が沢山入ってくるので、

その情報をいち早く部会等で報告して頂きたいと思います。我々はその資料を最適化推進委員に手渡して、共に地域に入り込んで広めていきたいと思います。

最後ですが、農地部会の内容については、3年度と4年度が全く一緒です。この文言を読み返してみますと、許認可は良いとしても、昨年度も、同様に、農業振興に関する事項に係る審議と書いてあります。しかし、昨年度こんな審議をしたことがあったのでしょうか。ちょっと覚えがありません。以前は、よく振興部会で津市の農業をどうしようとか、活発に議論をしていたと思います。許認可案件に時間がかかって、時間が無い場合は別ですが、時間があればこうした議論もしていただきたいと思います。

以上でございます。

喜多議長 他にございませんか。

下井委員 ちょっとよろしいですか。私も先ほど川邊委員がおっしゃった、農地部会で農業振興に関する議題も大いに議論しましょうというのに大賛成ですので、ひとつ検討をよろしくお願いします。

それと、市長と農業委員との懇談会ということで、実績の項を見ていますと、4項目あって、いろいろあるんですけども、この中には実績なんですけど、意見書が出てない、書いてない。ところが、この事業計画の中には意見書を出すというふうになっておるんですけども、これ、実績にある懇談会では意見書は出さなかったんですか。

事務局 いや、その項目で出したということです。

下井委員 この項目で出した。

事務局 はい。この農地利用の最適化というのが、担い手への農地利用集積と遊休農地の発生防止・解消、それから新規参入の促進ということになっていまして、その他というところもございますけれども、その内容で意見書を数項目、それぞれ意見書として提出しておるということでございます。

また、推進委員さんのほうにも、その内容についてはお送りをさせていただいておるところでございます。

下井委員 分かりました。この実績の中には意見書を提出したと書いてなかったんやけども、実際は提出……。

事務局 その項目で。

下井委員 項目ごとに提出しておるわけですね。

この事業（案）では、市長懇談会では、あつ、そうか、それも同じような格好で事業計画にやるわけですね、意見書。

事務局 皆さんに意見を出していただいて、それを地域別事業推進会議、事業推進会議等で意見をまとめていただいて、それをちょっと事務局のほうでまとめていただいたものを整理しまして、その農地利用の最適化の項目ごとに意見書として市長のほうへ提出をしているということです。

下井委員	分かりました。それで、この市長懇談会というのは、農業委員はもう全員出席なんですか。
事務局	農業委員は全員出席していただいています。
下井委員	ほんで、その場で市長にいろいろ提言とか、意見交換してもよろしいわけですか。
事務局	提言でまとめていただいた内容を当然委員さんに発表していただくんですけども、その他、時間が余れば、ご意見がありますでしょうかということで懇談の時間も取ってございますので、そのときに発言はしていただけますので、今はそういった形で進めてございます。
下井委員	分かりました。ありがとうございました。
喜多議長	なかなか、皆、ずっと項目、市長にするもんで、もう1人ぐらいがぎりぎりですに、質問されても。
下井委員	分かりました。
喜多議長	他にございませんか。
	<質疑応答なし>
喜多議長	ないようですので、本案件は原案どおり決定することに賛成の方、挙手をお願いいたします。
	<賛成者挙手>
喜多議長	ありがとうございます。 挙手多数でありますので、議案第2号「令和4年度事業計画（案）について」は、原案どおり可決することにいたします。 続きまして、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	では、議案書の21ページをご覧ください。 議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」でございます。 朗読させていただきます。 私たち農業委員会委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地等の利用の最適化の推進を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければ

ばならない。

私たち農業委員会委員、農地利用最適化推進委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和4年5月26日。

津市農業委員会会長、喜多義幸。

以上でございます。

喜多議長 ただ今事務局からの説明がありました農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、何かご意見がございましたら。

下井委員 この記の中の法律第31条の議事参与の制限となっていますけども、これ、どういうことですか、よう分からんのですが。

事務局 よろしいでしょうか。事務局ですけれども、農地部会をもう4月、5月としていただいたんですかね。その中でも、議案の中で本人さんが借り手になってみえとか、議案の中に委員の皆様が出てくる場合があると思います。そのときは審議の場から退室をしていただくというふうなことをさせていただいておるんですが、それが議事参与になりますね。

下井委員 分かりました。ありがとうございます。

喜多議長 他にございませんか。

<質疑応答なし>

喜多議長 ないようですので、本案件は原案どおり決定することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

<賛成者挙手>

喜多議長 ありがとうございます。

挙手多数でありますので、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」は、原案どおり可決することにいたします。

川邊委員 満場一致のほうがいいと思いますけどな。多数というと、反対も何か多いような気がしますね。

喜多議長 ありがとうございました。
これで、本日の議事は全て終了しました。

議事運営にご協力を賜り、ありがとうございました。
これで定期総会は閉会させていただきます。
皆さん、本日はありがとうございました。

午後 2 時 4 3 分

上記は、令和 4 年度農業委員会定期総会の議事を録したものである。

令和 4 年 5 月 2 6 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____